

大分県報

令和四年
号外（二）
三月三十日

（水曜日）

目次

条 例

大分県個人情報保護条例等の一部改正……………	一
職員の仕事の宣誓に関する条例等の一部改正……………	一
職員の育児休業等に関する条例の一部改正……………	二
職員の給与に関する条例等の一部改正……………	二
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	四
大分県福祉のまちづくり条例の一部改正……………	九
大分県医師研修資金貸与条例の一部改正……………	二
大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正……………	二
大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の廃止……………	二
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正……………	三
大分県自然海浜保全地区条例の一部改正……………	三
大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正……………	三
大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	四
大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正……………	四
大分県道路占用料徴収条例等の一部改正……………	五

○条 例

大分県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月三十日

大分県条例第一号

大分県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和四年三月三十日

（大分県個人情報保護条例の一部改正）

第一条 大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項」に改め、同条第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第四項」を「個人情報保護に関する法律第二条第三項」に改める。

第七条第二項第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第三十三条第一項第一号中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一号、第三号及び第四号」に改め、同条第三項第二号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

（大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正）

第二条 大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二条第五項」を「第十六条第二項」に、「同条第六項」を「同条第三項」に、「同条第五項各号」を「同条第二項各号」に、「第二十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第二十四条中「第十六条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条又は第二十六条」を「第十八条、第二十条、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（第四項を除く。）、第二十八条、第二十九条又は第三十条」に、「第五十九条第一項」を「第二百二十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の仕事の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県条例第二号

職員の仕事の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の仕事の宣誓に関する条例の一部改正）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報号外（条例）

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年大分県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十五年十二月法律第二百六十一号）」を「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条第一項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「任命権者に提出して」に改める。

第三条中「外」を「ほか」に改める。

（警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第二条 警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年大分県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十五年十二月法律第二百六十一号）」を「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」に、「（昭和二十九年六月法律第六十二号。以下「法」という。）」を

「（昭和二十九年法律第六十二号。以下「法」という。）」に、「基き」を「基づき」に、「（昭和二十六年三月大分県条例第六号）」を「（昭和二十六年大分県条例第六号）」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二条第一項中「任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において」を削り、「に署名して」を「任命権者に提出して」に改める。

第四条中「外」を「ほか」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第三号

職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第九条の二 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして任命権者が定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の任命権者が定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するため、面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第九条の三 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - 二 育児休業に関する相談体制の整備
 - 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- 第二十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、イ及びロを削る。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第四号

職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同條第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の

一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第四条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第五条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

9 第一項の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。

10 前項の期末手当基礎額及び期末手当の算定基礎となる在職期間は、任命権者が定める。

第四条に次の二項を加える。

4 第一項の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。

5 前項の期末手当基礎額及び期末手当の算定基礎となる在職期間は、任命権者が定める。

第五条の見出しを「(額及び支給方法)」に改め、同条中「の支給」を「の額並びにその支給方法」に改める。

(大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第六条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年大分県条例第十号)の

一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(第一号ロにおいて「新給与条例」という。)第二十二條第二項(同条第三項、

第二条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八條第二項又は第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の特別職の常勤職員の給与等に関する条例第五條又は第六條の規定による改正後の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第七條第二項及び職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第二十二條第四項若しくは第五項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)第十六條の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する

場合を含む。))若しくは第二十四條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大分県条例第三号)第四條第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年大分県条例第一号)第四條の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。))から、令和三年十二月に支給された期末

手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、給与条例の適用を受けるものに限る。))又は大分県議会議員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。))を減じた額とする。この

場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一

項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同

じ。))以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロ及びハに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五

ロ 新給与条例第二十二條第二項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職

員」という。)) 百七・五分の十五

ハ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七條第一項に規定する特定任期付職員

百七・五分の十五

又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第四条に規定する第一号任期付研究員若しくは第二号任期付研究員 百六十七・五分の十

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定管理職員以外の職員 七十二・五分の十

ロ 特定管理職員 六十二・五分の十

三 特別職の常勤職員の給与等に関する条例第一条に規定する特別職の常勤職員 百六十七・五分の十

四 大分県議会議員 百六十七・五分の十

3 令和三年十二月に企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)、大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)その他の人事委員会規則で定める法令(条例又は任命権者が定める規則若しくは規程を含む。)の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、給与条例の適用を受けるものに限る。)又は大分県議会議員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)又は大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(技能検定試験関係事務に係る手数料の特例)

4 技能検定試験の実技試験を受けようとする在校生(別表第三の技能検定試験関係事務の項の備考第二号に規定する在校生をいう。)(当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十五歳に達していない者に限り、同項の備考第一号及び第三号に該当する者並びに出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)の当該試験に係る技能検定試験手数料については、当分の間、同項の規定にかかわらず、二級の試験を受けようとする者にあつては九、二〇〇円と、三級の試験を受けようとする者にあつては三、一〇〇円とする。

別表第三の行政書士試験事務の項中「七、〇〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同表の高圧ガス関係事務の項中「九、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表の液化石油ガス関係事務の項中「一一〇、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」に変更に係る貯蔵施設」を「一五、〇〇〇円」に変更に係る貯蔵施設」に、「二二、四〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二三、七〇〇円」に改め、同表の電気工事士関係事務の項中「二、一〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表の技能検定試験関係事務の項の備考の欄第一号中「受けようとする者」の下に「(在職中の者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者をいう。)に限る。)」を加え、「三十五歳」を「二十五歳」に改め、「(昭和二十六年政令第三百十九号)」を削り、同表の家畜伝染病予防事務の項中「結核病検査」を「結核検査」に、「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に、「牛のウイルス性下痢症(BVD)」を「牛ウイルス性下痢」に、「結核病、馬の伝染性貧血、ひな白痢、ブルセラ病及びトリコモナス病」を「牛の結核、ひな白痢、ブルセラ症、馬伝染性貧血及びトリコモナス症」に改め、同表の宅地建物取引業関係事務の項中

八、二〇〇円

に改め、同表の不動産特定共同事業法関係事務の項の次に次のように加える。

七、〇〇〇円

長期修繕計画の数が一	一件	二六、三〇〇円 (事前確認適合証の提出がある場合)	「事前確認適合証」とは、当該マンション管理
------------	----	------------------------------	-----------------------

<p>転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第九十七條の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第九十七條の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けてい</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>一件</p>	
<p>五、八〇〇円</p>	<p>二、二五〇円</p>	<p>二、二五〇円</p>	
<p></p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四、四五〇円とする。</p>	<p></p>	
を			
<p>る者に対する講習(道路交通法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下この項において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(同法第九十七條の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習</p>	<p>普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第九十七條の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のも</p>	
<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>一件</p>	
<p>二、三五〇円</p>	<p>六、四五〇円</p>	<p>二、九〇〇円</p>	
に、			

のみを受けている者に対する講習

<p>十四 道路交通法第八十二条第一項第十四号に掲げる講習</p>	<p>十五 道路交通法施行令第三十七条の六に規定する講習</p>	<p>十六 道路交通法施行令第三十七条の六の二に規定する講習</p>	<p>特定任意高齢者講習 (簡易) (加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼして認められない者に對して行う講習であつて大分県公安委員会規則で定めるものをいう。)</p>	<p>特定任意高齢者講習 (通常) (特定任意高齢者講習(簡易)以外の講習をいう。)</p>
<p>一時間</p>	<p>一人</p>	<p>一時間</p>	<p>五、一〇〇円</p>	<p>一件</p>
<p>二、〇〇〇円</p>	<p>一、三五〇円</p>	<p>一、八〇〇円</p>		

<p>十七 道路交</p>	<p>法第九十七条の二第一項第三号イ、第一二条の四第二項又は第七一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>特定任意高齢者講習(通常) (特定任意高齢者講習(簡易)以外の講習をいう。)</p>	<p>特定任意高齢者講習(通常) (特定任意高齢者講習(簡易)以外の講習をいう。)</p>	<p>一件</p>	<p>五、一〇〇円</p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七、九五〇円とする。</p>
---------------	--	---	---	-----------	---------------	--

を

令和四年三月三十日

大分県報号外(条例)

通法第八 条の第二 項に規定 する講習	チャレン ジ講習	一 件	二、六五〇 円	自動車等の運 転に影響を及ぼ している認めら れるかどうかの 確認及びその結 果に基づく指導 を行う講習をい う。

十四 道路交通法第八 条の二第一項第十 四号に掲げる講習	一時間	二、二五〇 円	普通自動車 対応免許を 受けている 者(道路交 通法第九十 七条の第二 項第三号 イ及びハに 掲げる者並 びに同法第 百一条の四 第三項の規 定の適用を 受ける者を 除く。)に 対する講習
十五 道路交通法第八 条の二第一項第十 五号に掲げる講習	一時間	二、〇〇〇 円	
十六 道路交通法施行令第 三十七條の六に規定する 講習	一人	一、三五〇 円	普通自動車 対応免許を 受けている 者(道路交 通法第九十 七条の第二 項第三号 イ及びハに 掲げる者並 びに同法第 百一条の四 第三項の規 定の適用を 受ける者を 除く。)に 対する講習
十七 道路交 通法施行令 第三十七條 の六の第二 号に規定 する講習	一件	六、四五〇 円	普通自動車 対応免許を 受けている 者(道路交 通法第九十 七条の第二 項第三号 イ及びハに 掲げる者並 びに同法第 百一条の四 第三項の規 定の適用を 受ける者を 除く。)に 対する講習

に、

受けている 者(道路交 通法第九 七条の二 第七号第 三項第三 号イ若しくは ハに掲げる 者又は同法 第一百条の 四第三項の 規定の適用 を受ける者 に限る。) 又は第一種 運転免許若 しくは第二 種運転免許 であつて普 通自動車対 応免許以外 のもののみ を受けてい る者に対す る講習	一 件	二、九〇〇 円
--	--------	------------

一、四〇〇円
公安委員会が認
める高齢者と認
知症の実態及び
基礎理論並びに
高齢運転者対策
の概要に関する
講習を受講した
場合にあつて
は、八〇〇円と
する。

一、四五〇円
公安委員会が認
める高齢者と認
知症の実態及び
基礎理論並びに
高齢運転者対策
の概要に関する
講習を受講した
場合にあつて
は、一、二〇〇
円とする。

に改める。

附 則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の運転免許関係事務の項の改正規定 令和四年五月十三日
- 二 別表第三の電気工事士関係事務の項の改正規定 令和四年八月一日

大分県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第六号

大分県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定道路」を「特定道路及び旅客特定車両停留施設」に改める。

第二十三条の二中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第二十三条の四第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

第三章の四の章名を次のように改める。

第三章の四 特定道路及び旅客特定車両停留施設に関する基準

第二十三条の七中「限る。」の下に「及び旅客特定車両停留施設（県が管理する県道に係るものに限る。）」を加える。

別表第一の一の項整備施設の欄中「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第一号中「設ける道路」の下に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加え、同項第二号ハ中「又は」を「若しくは」に改め、「という。」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」「を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道の構造の技術的基準等に関する条例第四十三条第一項に規定する幅員の値以上とすること。

ニ 歩行者専用道路の有効幅員は、県道の構造の技術的基準等に関する条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とすること。

令和四年三月三十日

別表第一の一の項第三号イ中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、「舗装」を「舗装」に改め、同号ロ及び同項第四号イ中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同号ロ中「除く。」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第九号中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同表の二の項第四号イ中「かごの内法幅」を「籠の内法幅」に改め、同号ロ中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号ハ及びニ中「かご」を「籠」に改め、同号ホ中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同号ヘ及びト中「かご」を「籠」に改め、同号チ及びリ中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号ヌ及びル中「かご」を「籠」に改め、同号ワ中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同項第五号中「。以下」の下に「この号において」を加え、同表の六の項第一号に次のように加える。

ハ 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（ホにおいて「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又はホに規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。

ニ ハの案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合すること。

ホ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（前項第一号ハ前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号ハ前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この号において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

ヘ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

別表第一の六の項第二号イ中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「自動車駐車場」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と二の項第四号ルの基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前号への規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び前項第十号の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブ

大分県報号外（条例）

ロックを敷設すること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

ハ 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

別表第一の六の項第三号を次のように改める。
三 休憩施設は、次に定めるとおりとすること。

イ 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

ハ 旅客特定車両停留施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けること。

別表第一の六の項第四号イ中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同号口中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「の路面」の下に「又は床面」を加え、同項第五号中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

六 旅客

一 通路は、次に定めるとおりとすること。
特定車両停留施設
イ 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則第二十五号 第一号第一号から第三号までに掲げる自動車を用いて、以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、百四十七センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を百二十七センチメートル以上とすることができる。
- (ロ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

a 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

b 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ハ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

ロ イの二以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあっては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

ハ 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三号の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第四号の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、ロの規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

二 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とすること。

(イ) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(ロ) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

a 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

b 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

二 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。
イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

(ロ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

<p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>三 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 籠の内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に昇降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ハ) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、(イ)ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>ロ 二の項第四号ホからワまでの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。</p> <p>ハ 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めること。</p> <p>四 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下この号において同じ。）は、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 有効幅員は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、九十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合には、十二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ハ) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅百五十センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>ロ 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 二の項第五号ハからホまで、ト、チ及びヌの規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。</p>	<p>五 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、(ハ)及び(ニ)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>(イ) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</p> <p>(ロ) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ニ) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p> <p>ロ 二の項第六号ロからホまでの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。</p> <p>ハ 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>六 二の項第八号ロからチまで、ヌ及びルの規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。</p> <p>七 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>ニ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ホ 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>八 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
---	--

九 五の項第十二号の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、同号ハ(イ)中「第七号に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同号イからハ」とあるのは「第七号イからハ」と読み替えるものとする。

十 乗車券等販売所、待合所及び案内所は、次に定めるとおりとすること。

イ 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

(イ) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第一号イ(イ)から(ハ)までに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

a 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

b 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(a) 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(b) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(ハ) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ロ イの規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

ハ 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。

十一 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 この表の規定は、災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設については、適用しないことができる。

別表第二の一の項基準の欄イ(ホ)中「傾斜路」の下に「(踊り場を含む。以下この表において同じ。)」を加える。

この条例は、公布の日から施行する。

大分県医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第七号

大分県医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例

大分県医師研修資金貸与条例(平成十九年大分県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「及び産婦人科」を「産婦人科及び救急科(救急医療を提供する診療科で救急科でないものを含む。以下同じ。)」に改める。

第二条第二号中「、特定診療科」の下に「(救急科においては、地域における救急医療を提供するものとして規則で定める病院等のものに限る。第六条第一項第一号並びに第七条第二号及び第三号において同じ。)」を加える。

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第八号

大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第一条 大分県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「歳入歳出予算」に改める。

第六条中「同条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第八条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(大分県国民健康保険条例の一部改正)

第二条 大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十条第三項中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標

準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大分県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。
令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第九号

大分県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例

大分県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年大分県条例第二十一号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

例

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「児童等」を「児童」に改める。

第三十二条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「もの」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第四十一条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「もの」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第六十三条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「もの」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第八十七条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、

「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第九十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「もの」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第一百六条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「もの」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

第七十三条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）である者については、この条例による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長の資格等を満たす者とみなす。

大分県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第十一号

大分県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

大分県自然海浜保全地区条例（昭和五十五年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条の七」を「第十二条の十三」に、「第十二条の八」を「第十二条の十四」に改める。

第四条第一項第一号中「水際線付近」の下に「又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域」を、「砂浜」の下に「干潟」を、「自然」の下に「(以下この号において「砂浜等」という。)」を、「もの」の下に「(損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。)」を加える。

附則

この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十二号

大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部を改正する条例

大分県人権尊重社会づくり推進条例(平成二十年大分県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり

推進条例

前文のうち第一項中「すべて」を「全て」に、「存在であり、人間」を「存在」に、「のである」を「であり、これを侵害することは決して許されるものではない」に改め、第二項中「なお」の下に「部落差別をはじめ」を、「性別」の下に「性的指向、性自認」を加え、「存在し」を「存在する中で、さらにこれが、情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化し」に改め、第三項及び第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第一条中「条例は」の下に「部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第六百九号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)その他の人権尊重を目的とした法律等の理念のつとめ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二条中「すべて」を「全て」に、「差別」を「部落差別、障がい者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、感染症の患者等に対する差別その他のあらゆる不当な差別(以下「部落差別等あらゆる不当な差別」という。)」に改める。

第八条第一項中「差別」を「部落差別等あらゆる不当な差別」に改め、「運動月間」の下に「(以下「差別をなくす運動月間」という。)」を加える。

第十一条中「県民意識」の下に「及び部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十三号

大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「制御技術科」を「電子技術科」に、「電子技術科」を「電気エネルギー制御科」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、大分県立工科短期大学の専門課程に在学している者の学科については、改正後の大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例第三条第二項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和四十五年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の県営ため池調査計画事業の項及び県営防災重点農業用ため池整備事業の項を削り、同表の県営基幹水利施設保全対策事業の項を次のように改める。

県営基幹水利施設保全対策事業		次の各号のいずれかに該当する事業に限る。
工事費の $\frac{3}{100}$	工事費の $\frac{5}{100}$	<ul style="list-style-type: none"> 一 国庫補助率が二十分の十一である事業 二 国庫補助率が二分の一である事業であつて、農業の生産条件が不利な地域として規則で定める地域で施行するもの
		国庫補助率が二分の一である事業（賦課基準が工事費の $\frac{3}{100}$ であるものを除く。）

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大分県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

大分県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「納入通知書」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者による納付」を加える。

- 一 大分県道路占用料徴収条例（昭和五十一年大分県条例第三十八号）第三条第一項
- 二 河川の流水占用料等の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十七号）第三条第一項
- 三 海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十八号）第三条第一項
- 四 港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十九号）第二条第二項
- 五 大分県砂防設備使用料等徴収条例（平成十二年大分県条例第二十二号）第三条第一項

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十日

大分県報号外（条例）